

愛知県環境審議会条例（平成六年条例第二十六号）

（趣旨等）

第一条 この条例は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第二項及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十一条第二項の規定に基づき、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

2 審議会は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の審議会その他の合議制の機関とする。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員）

第五条 審議会に、水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務を委員とともに行わせるため、特別委員七人以内を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、第一項の事務について会議を開き、議決をする場合には、前条第三項及び第四項の規定（第八条第六項において準用する場合を含む。）の適用については、委員とみなす。

（専門委員）

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

4 学識経験のある者のうちから任命された専門委員の任期は、二年とする。

5 前項の専門委員は、再任されることができる。

(専門調査員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第八条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員、特別委員及び専門委員をもって構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第三条第三項及び第四条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項及び同条第一項から第三項までの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

7 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 略

愛知県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県環境審議会条例(平成6年愛知県条例第26号)第9条の規定に基づき、愛知県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所、及び議案を委員に通知するものとする。

2 委員及び専門委員(関係行政機関の職員として任命されたものを除く。)については、審議会への代理出席はできないものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営及び希少動植物の保護等の環境の保全に著しい支障が生ずると認められる場合

5 緊急を要する場合等にあつては、前項の決議は会長の決定をもって代えることができるものとする。この場合においては、会長は事後に審議会の承認を得るものとする。

6 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(部会の設置)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事務を所掌させる。

(1) 総合政策部会

ア 環境保全に係る重要事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関すること。

イ 公害防止事業費の事業者負担に係る重要事項に関すること。

(2) 大気部会

ア 大気汚染防止に係る重要事項に関すること。

イ 悪臭防止に係る重要事項に関すること。

(3) 騒音振動部会

ア 騒音防止に係る重要事項に関すること。

イ 振動防止に係る重要事項に関すること。

(4) 廃棄物部会

廃棄物の処理にかかる重要事項に関すること。

(5) 地盤環境部会

ア 土壌の汚染に係る重要事項に関すること。

イ 地盤沈下の防止に係る重要事項に関すること。

(6) 水質部会

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に係る重要事項に関すること。

(7) 自然環境保全部会

- ア 自然環境の保全に係る重要事項に関する事。
- イ 自然公園に係る重要事項に関する事。
- ウ 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関する事。

(8) 温泉部会

温泉に係る重要事項に関する事。

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会にはかつて前項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(部会への付託)

第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付託をすることができる。

(部会の会議)

第5条 部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を委員(当該決議をした部会に属する者を除く。)に報告するものとする。

3 部会の開催等については、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項から第5項までの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第6条 専門調査員は、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 愛知県自然環境保全地域、愛知県自然環境保全地域候補及び自然公園内等のすぐれた自然地域の現地調査

(2) その他自然環境の保全に関する専門の事項の調査

2 審議会に、専門調査員協議会(以下「協議会」という。)を置き、各専門調査員をもって構成する。

3 専門調査員に関する重要事項及び協議会の運営に関して必要な事項は、会長の同意を得て、協議会の決議により定めるものとする。

(会議録)

第7条 審議会、部会及び協議会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、会長若しくは部会長の指名した2名の委員又は互選により選出された2名の専門調査員が署名し、10年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第2条第4項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則 略